

新規工房開設補助金

市内に新たに工房を設置しようとする個人事業主や小規模企業者を支援します。

補助対象

繊維製品製造、ガラス細工、木工竹細工、陶芸、金工などで、次の①～③のうち、いずれか2つを満たすもの。

- ①当該製品などの製作体験ができること
- ②工房の公開ができること
- ③当該製品などの直売ができること

※主な用途が倉庫、保管場所、連絡員事務所、住居などである場合は、工房とみなしません。

補助内容

次の①と②のいずれかを補助します。

①新規工房運営費補助（工房となる物件の月額家賃）

補助率など＝対象経費の2分の1以内、上限月額2万円、最長で24か月

②新規工房改修費補助（工房の開設に伴う外装および内装に係る改修費用）

補助率など＝対象経費の2分の1以内、上限40万円。市外からの転入、のこぎり屋根工場での工房開設はそれぞれ5万円を加算します。

申し込み＝直接市役所3階の産業政策課（予算の範囲内で先着順）へ。募集要項は同課と市ホームページにあります。補助金の交付は審査により決定します。

問い合わせは、産業政策課工業労政係（☎内線565）へ。

新規取引先開拓を支援

対象は市内に主要な事業所を置く製造業を営む中小企業者と小規模企業者で、市税を滞納していない企業です。

申し込み＝申請用紙に必要事項を記入のうえ、対象となる展示会の申し込みの写しと概要資料を添えて、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。

●展示会等出展補助

対象展示会＝県外展示会（一般公開でないもの、販売を主目的とするもの、国や県などから出展補助を受けている場合は対象外）

補助額＝国内展示会の場合、従業員6人未満の企業は出展小間料の3分の2（上限額20万円）で、従業員6人以上の企業は出展小間料の2分の1（上限額15万円）です。ただし、通算3回目以降の補助については、異なります。海外展示会の場合、出展小間料の3分の2（上限額20万円）です。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線582）へ。

空き店舗活用型

新店舗開設・創業促進事業補助金

中心市街地などの空き店舗を改修し出店する人に、改修工事費の一部を補助します。

補助金額

① 中心市街地内（本町一～六丁目、錦町、末広町など）に新店舗開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大100万円

② ①の区域外に新店舗開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大50万円

③ ①の区域内に事業所開設する場合、対象経費の2分の1以内で最大20万円

※このほかに、市ホームページに掲載している空き店舗に出店した場合は、空き店舗情報登録加算として10万円。市外からの転入者については、転入加算として10万円の加算を受けられる場合があります。ただし、加算分を含めた補助金の額は補助対象工事費の額を限度とします。

対象要件

- ・個人の場合は市内に居住、法人の場合は市内に法人登記をおくもの

- ・市税などを滞納していないこと

- ・地域の支援機関や金融機関の経営指導を受け、継続的に経営を行う具体的な事業計画を有すると認められるもの

- ・平成31年3月末までに開業できるもの

- ・1階において主たる営業を行い、原則として週5日以上営業するもの（夜間営業のみでないこと）

- ・①の場合、出店地域の商店街団体に加入すること

対象経費＝店舗の改修に支払った工事費の内、市内業者に発注したもの。工事費とは、内外装工事、給排水設備工事、冷暖房・空調工事、電気工事などの費用

申し込み＝改修工事を行う前に、必要書類を添えて市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。

問い合わせは、産業政策課商業・金融係（☎内線583）へ。

制度融資をご利用ください

市では、中小企業者や起業を目指す人などを支援するため、長期で低金利、固定金利の融資を設けています。

さらに、一部の融資制度では信用保証料の補助を行い、事業者の負担を軽減しています。また、勤労者向けの融資制度も取り扱っていますので、ぜひご利用ください。

申し込み＝農業協同組合とゆうちょ銀行を除く、市内およびみどり市大間々町などの制度融資取扱金融機関へ。

詳しいことは、取扱金融機関にある「制度融資のご案内」をご覧ください。産業政策課商業・金融係（☎内線583）へお問い合わせください。

創業チャレンジ支援事業補助金

創業を促進し、産業活性化を図るため、創業時に必要な事業所改修費用、設備・備品費と販売促進に要する経費の一部を補助します。

対象＝年度内に創業を行う人または申請日において創業の日から5年を経過しない個人事業主で、年度末までに、次の要件を全て満たすこと

①桐生市創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業による支援を受け、市から証明書が交付されること

②市内に本店所在地とした法人登記を行うこと

③市内に本店または主たる事業所を開設し、市内において事業を開始すること

対象事業＝飲食業、サービス業または製造業で、独自の技術やアイデアを生かした新商品もしくは技術の開発または新サービスを提供しようとする事業で、新たな需要や雇用の創出、市内経済の活性化に資すると認められるもの

対象経費

①事業所改修費用…事業所開設に伴う外装および内装ならびに設備設置に係る費用

②設備・備品費…事業の実施に必要な設備、備品の購入費、リース料

③販売の促進に係る経費…広告宣伝費、パンフレット・チラシ制作費、ホームページ作成費

補助率＝補助対象経費の3分の2

上限額＝20万円

申し込み＝申請用紙に必要事項を記入のうえ、直接市役所3階の産業政策課（予算の範囲内で先着順）へ。申請用紙は、同課と市ホームページにあります。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線582・584）へ。

桐生市創業支援事業計画

創業前または創業後5年未満の個人が、6つの支援機関（桐生市インキュベーションオフィス、桐生商工会議所、桐生市新里商工会、桐生市黒保根商工会、桐生信用金庫、NPO法人キッズバレイ）のいずれかで、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につくような支援（特定創業支援）をおおむね1か月以上継続して受けることで、株式・合名・合資・合同会社設立時の登録免許税減免や創業関連保証枠の拡大などの特典が受けられます。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線582・584）へ。

海外販路の開拓を支援

●台湾ビジネスマッチング事業

日本と台湾の企業間交流を推進する「台日産業連携推進オフィス」と連携し、企業訪問型ビジネスマッチング会を実施します。希望するマーケットをあらかじめ調査し、商談成立の高い企業を訪問します。

●東京インターナショナル・ギフト・ショー

パーソナルギフト・生活雑貨を出品対象とし、多数の海外バイヤーが集結する国内最大級の国際見本市「東京インターナショナル・ギフト・ショー」に桐生市ブースを設置します。

いずれも事業内容が決定次第、出展者を公募します。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線582）へ。

「桐生市製造業ガイド」掲載企業を募集

市内で製造業を営む企業の情報を発信するため、市ホームページに「桐生市製造業ガイド」を掲載しています。企業別のページを作成し、企業名や業種・加工分野から検索できます。また、所有する自社ホームページへ、一定の基準の範囲内でリンクを設定できます。

対象＝市内に事業所を置き製造業を営む企業とその関連業種
申し込み＝申請用紙に必要事項を記入のうえ、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。

問い合わせは、産業政策課産業政策係（☎内線582）へ。

中小企業人材養成事業研修費用助成

中小企業の経営者や従業員が、市の認定した研修機関の研修を受講した場合、研修費用の一部を助成します。

助成額＝対象経費の50パーセントで、1事業所につき原則年間5万円まで。ただし、講師を招いて研修を行う場合、最大5万円の加算あり。

申し込み＝産業政策課へ連絡のうえ、申請用紙に必要事項を記入し、研修開始の10日前までに、直接市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。

問い合わせは、産業政策課工業労政係（☎内線564）へ。

新技術・新製品開発補助

新技術や新製品の開発に取り組む中小企業者に対して開発費の一部を補助します。開発要素がないものや、量産用設備の導入を目的としたものは対象外です。

対象＝市内に主たる事業所を有する中小企業者

補助額＝上限額80万円※企業負担金が20万円以上必要

申し込み＝5月11日（金）までに、申請用紙に必要事項を記入のうえ、市役所3階の産業政策課へ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。

問い合わせは、産業政策課工業労政係（☎内線565）へ。